

平成 31 年 1 月 15 日時点

スタートアップ支援拠点検討調査委託業務に関する質問と回答

番号	質問	回答
1	<p>募集要項「6（3）支払方法」に、「精算払いとする」との記載があるが、この「精算払い」の意味は、上限額の範囲内において、見積書の積算根拠に基づき、契約締結時に契約金額を決定するということであって、業務終了時に実際の業務遂行に費やした時間や経費を報告し、それに基づいて契約金額を決定するものではないという理解でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおり。 「精算払い」とは、前払い等を行うものではなく、契約締結時の契約金額を業務終了後に支払うという趣旨である。実際に要した経費を精算して支払金額を決定するものではない。</p>
2	<p>「募集要項 7 提案の審査・選定等（3）審査基準」について、項目ごとの配点をご教示頂けませんでしょうか。</p>	<p>幅広い企画提案を提出いただくため、項目ごとの配点については、公表しない。</p>
3	<p>「企画提案書作成要領 1. 提出書類」に記載されている「添付書類」のうち「県税の滞納がないことの証明書（直近のもの）」について、弊社は貴県における事務所・事業所等を有していないため、貴県への納税義務はないのですが、本証明書に該当する書類については、提出の必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>愛知県に対する納税義務がない場合は、愛知県税「法人県民税」、「法人事業税・地方法人特別税」及び「自動車税」の納税義務がない旨を記載した任意様式の書面（愛知県知事宛、日付、所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名、代表者印を記載・押印、A4で1枚）を証明書の代わりに提出すること。</p>